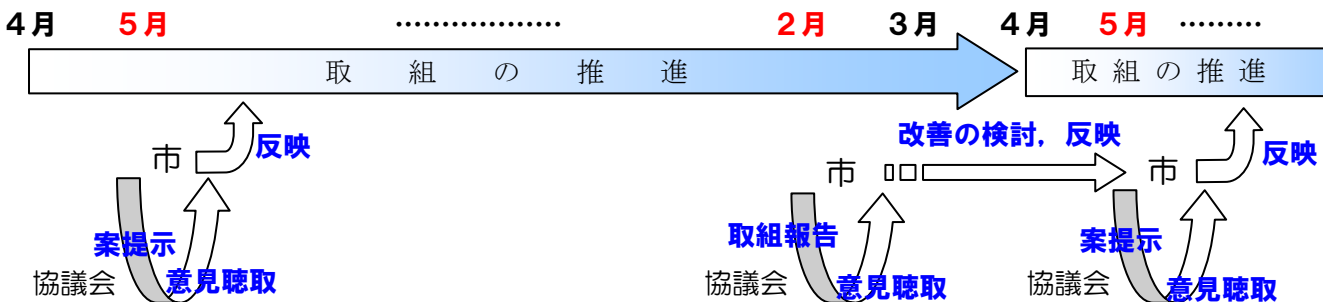
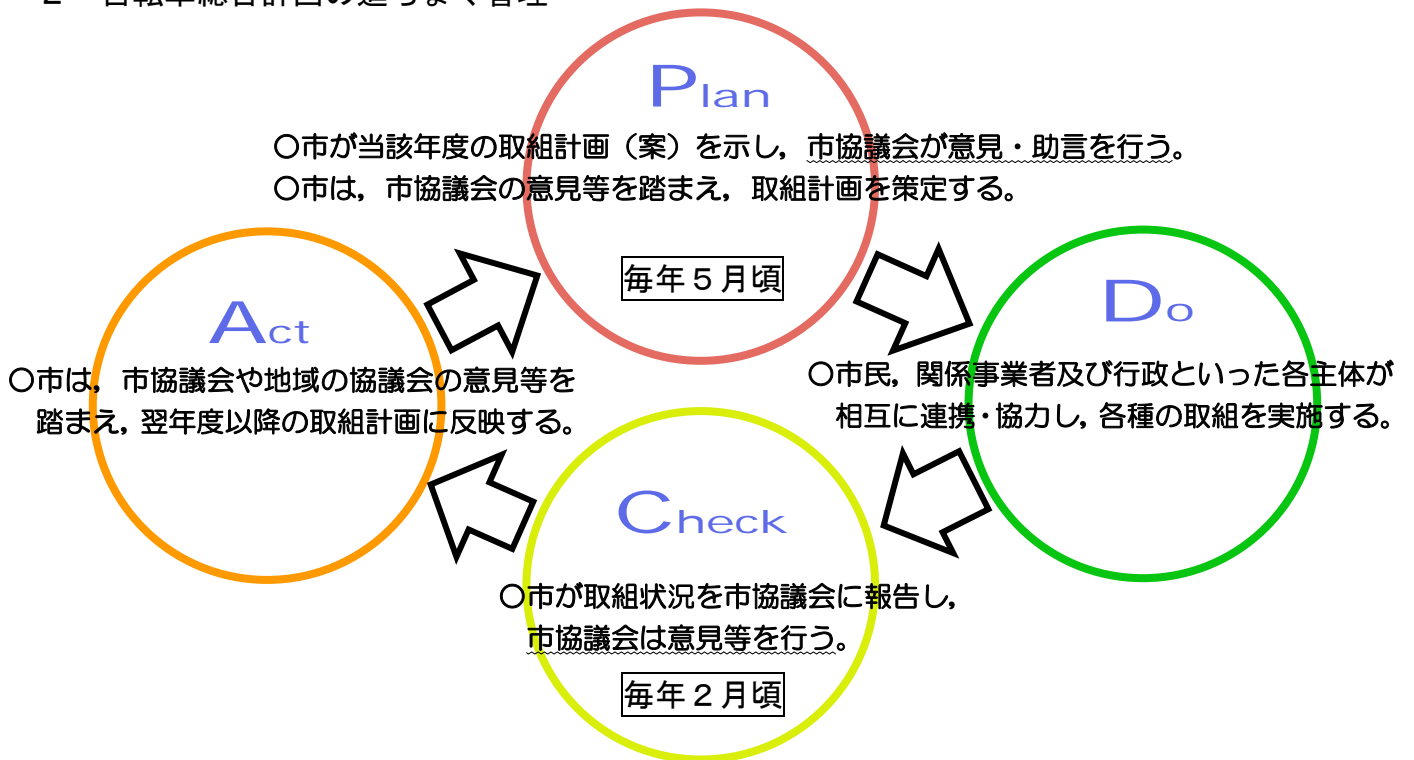


平成 2 2 年度以降の協議会運営について

1 市協議会の役割

- (1) 市長の諮問機関として、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、調査、審議する。継 続
- (2) 改訂京都市自転車総合計画の着実な推進を図るため、自転車総合計画の進ちよく管理を行う。新 規

2 自転車総合計画の進ちよく管理



3 平成 2 2 年度における協議内容

平成 2 2 年度当初（5 月頃）に、市（事務局）から平成 2 2 年度取組計画（案）を提示し、それに対して市協議会の御意見をいただく。

取組初年度となる平成 2 2 年度については、撤去活動などの報告事項と併せ、「自転車等駐車場の料金体系の在り方」及び「有効な啓発活動」等について、御審議をいただきたい。